

2高文連第 61 号の 1
令和 2 年 4 月 7 日

各専門部会長 様
各専門部委員長 様

京都府高等学校文化連盟
会長 吉川 孝
(京都府立鴨沂高等学校長)

京都府高等学校文化連盟主催行事等に係る「特別警報」等発表時の対応について

平素は、本連盟諸事業に格別の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、気象庁ではこれまでに経験したことのないような気象状況による甚大な被害が想定されることから、平成 25 年 8 月 30 日（金）から「特別警報」の運用（別紙「特別警報とは」参照）が開始されています。

つきましては、本連盟が主催する事業等に参加する関係生徒及び運営等に当たる関係教員等の安全を最大限に確保することから、「特別警報」等発表時の事業等の実施、運営において、別添【留意事項】のとおり対応することとしますので、事業等の実施において適切な判断をいただきますようお願い申し上げます。

京都府高等学校文化連盟事務局
TEL075-746-3497 FAX075-746-3498

【留意事項】

1 気象警報等発表時について

- ① 特別警報発表時は「ただちに命を守る行動をとること」が前提となるため、事業等中止の措置を講ずること。また、暴風警報発表時も同様とする。
- ② 大雨、高潮、津波、暴風雪、大雪、洪水警報の発表時は、会場地や参加生徒の地域性を考慮し、生徒及び教員等の安全を最大限に確保できるよう配慮し、実施判断すること。

2 気象警報等の解除時について

- ① 特別警報が解除され警報に切り替えられても、「その後の土砂崩れや河川の決壊等により道路、交通網が遮断されるなど生徒等の移動に危険が及ぶ可能性が高いこと」が想定されるため、実施（再開）は控えること。
- ② 警報が解除されても、確実に安全が確認されるまで、安易な実施（再開）は控えること。

3 その他

- ① 会場地が「避難勧告」「避難指示」地域に指定されている場合、事業等中止の措置を講ずること。
- ② 事業等の規模等に準じて、事前に参加生徒の居住地域範囲を十分に把握しておくこと。会場地の気象条件に一切の支障が無い場合においても、参加生徒の居住地域における警報等の発表の有無について確認した上で実施の判断をすること。
- ③ 大会実施中に特別警報及び警報が発表され、速やかに事業等を中止した場合、関係生徒の移動に係る安全等（交通機関の運行状況を含む。）を十分に確認した上で、引率教員の指導のもと帰宅指示すること。場合によっては、会場が避難所となり得ることから「会場待機」等を含めて適切な指示を行うこと。
- ④ 事業等の実施に当たっては、事前に気象状況等を確認し、必要に応じて「事業等の中止・延期」の決定手順等について検討・準備しておくこと。
また、特別警報が発表されるまでには、状況の変化に応じて段階的に注意報・警報が発表されるため、最新の気象情報の入手に努めるとともに、速やかな対応に備えること。

別 紙

「特別警報」とは（気象庁ホームページより）

気象庁は、平成25年8月30日（金）に「特別警報」の運用を開始しました。

「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

「特別警報」が発表されたら、すべての現象に共通すること

「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

経験したことのないような異常な現象が起きそうな状況です。ただちに命を守る行動をとってください。

この数十年間災害の経験が無い地域でも、災害の可能性が高まっています。油断しないでください。

※ 「気象」、「津波」、「火山噴火」、「地震（地震動）」の各場合における気象警報（速報）等ととるべき行動については、気象庁HPで確認してください。